

栃木県衛生管理者協議会会則

(名称)

第1条 本会は、栃木県衛生管理者協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、栃木県内の事業場及び地域の労働衛生水準を向上させるため、研修や情報交流を通じて衛生管理者の資質の向上を図り、併せて衛生管理者の活動に対する関係者の理解の促進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業等を行う。

- (1) 労働衛生管理に関する情報交流会、研修会の開催
- (2) 会員に対する能力向上教育・労働衛生情報の提供
- (3) 労働衛生関係団体との連携
- (4) その他、本会の目的を達成するための事業

(会員)

第4条 会員は次の者で入会手続きを済ませた者とする。

- (1) 栃木県内において衛生管理者を選任している事業場(事業場会員)
- (2) 栃木県内に勤務又は居住する衛生管理者の有資格者(個人会員)

(入会・退会手続き)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書に所要事項を記入して会長に提出するものとし、事務局は会員名簿を作成するものとする。事業場会員については、事業場の代表者が協議会の活動に参加させる衛生管理者を指名し、入会時及び異動のあった都度、会長に届け出るものとする。この場合、事業場の代表者は複数の衛生管理者を指名することもできるものとする。

2 会員が退会しようとする場合には退会届に所要事項を記入し、事務局に提出するものとする。

(役員等)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 幹事 10名以内
- (4) 会計監事 2名以内

(役員選出手続き)

第7条 役員は総会において選出する。

(役員任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第9条 役員は次の職務を行う。

会長は本会を代表して会務を統括し、総会の議長を務める。

副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行することが困難な場合にはその職務を代行する。

会長、副会長、監事は役員会を構成し、会務を執行する。

会計監事は本会の経理について監査を行う。

(顧問)

第10条 本会に若干名の顧問を置くことができる。顧問は役員会の決議により会長が委嘱する。

(総会等)

第11条 総会は年1回定期に開催する。ただし、会長が特に必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

2 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

3 総会は、次の事項について審議決定する。

- (1) 会則の変更に関する事項
- (2) 役員を選任及び解任に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の決定に関する事項
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) その他、会の運営に関する事項

4 役員会は各役員及び事務局が必要と判断した都度、随時開催する。

(会費等)

第12条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会費の額、徴収手続き等は総会の議決を経て別途決定する。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、一般社団法人栃木県労働基準協会連合会に置き、事務を担当する。なお、事務補佐として、栃木産業保健総合支援センターの支援を得るものとする。

(附則)

第1条 本会則は平成19年3月19日から施行する。

第2条 会費については当分の間徴収しないこと。

第3条 本会則は平成25年8月30日から施行する。

第4条 本会則は平成26年7月22日から施行する。